

入院費窓口負担軽減制度「限度額適用認定証」

注意 入院費用は診療内容によって高額になる場合がございます。

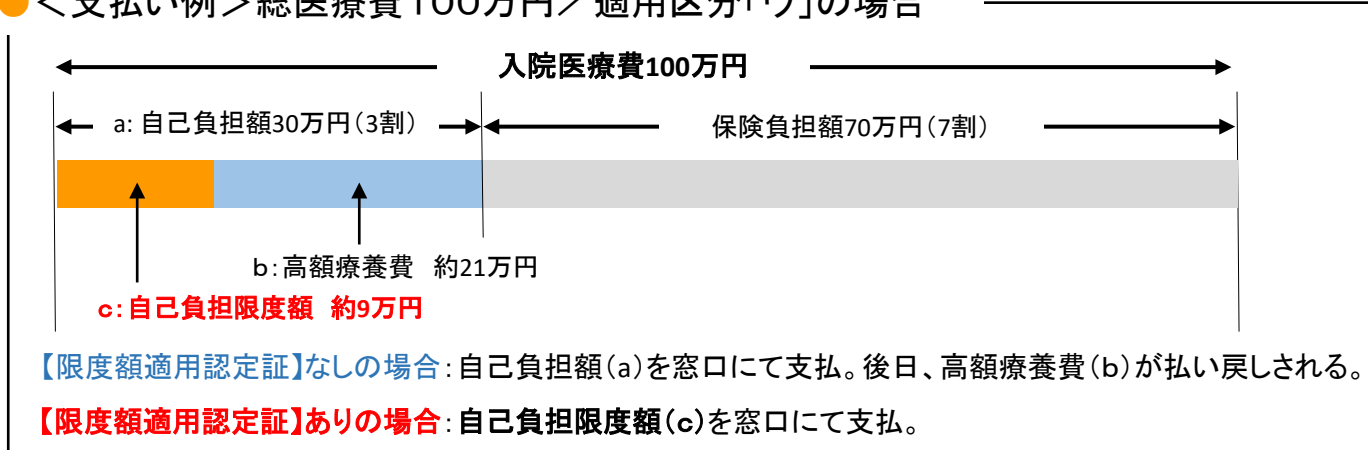
「**限度額適用認定証**」を入院時に入院受付に提示することで病院での支払いが自己負担限度額までとなり、**窓口での支払額が軽減**されます。

所得区分		区分	自己負担限度額（月単位）
標準報酬月額	83万円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
	53万円以上～83万円未満	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
	28万円以上～53万円未満	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	28万円未満	エ	57,600円
市区町村民税 非課税世帯		オ	35,400円

※自己負担限度額は月単位

※食事療養費、保険診療外の治療、差額室料、文書料金などは対象外

● <支払い例> 総医療費100万円 / 適用区分「ウ」の場合



重要

加入されている保険者への事前自己申請

※「限度額適用認定証」の交付は、申請月の1日からの適応月が替わると前月の認定が受けられません。

申請窓口

国民健康保険……………市町村の担当窓口
協会けんぽ……………協会けんぽ支部(各都道府県)
組合・共済健康保険……………健康保険組合